

原子力災害時の避難等の円滑化に向けて、 対応にあたる職員向けの演習を実施しました。

原子力発電所で事故が発生し、万が一、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングにより空間放射線量の高い地域を特定し、首長からその地域に対して避難※1や一時移転※2の指示が出されます。

原子力発電所から概ね5kmから30kmの範囲（UPZ）にお住まいの方々は、原則、屋内退避※3をしている状態から、その自治体の避難計画に沿って避難所に向かいますが、避難経路の途中に設置される、車両や体の表面への放射性物質の付着状況を確認する「避難退域時検査等場所」を通過していただく必要があります。

令和3年1月15日、美里町の南郷体育

館を会場に、この避難退域時検査等場所での対応にあたる県職員や東北電力㈱社員の技術向上等を目的に演習を行いました。

第1部（午前）の演習では、検査機器の設置方法を学ぶ座学や実技演習で検査技術の向上を図るとともに、第2部（午後）の演習では、どの検査行程に時間がかかっているのかを検証しながら、検査時間を短縮する方策を実践し、避難等の円滑化に向けて一丸となって取り組みました。

今回の演習によって得られた知見は、原子力防災に関する各種計画に反映させ、避難等のさらなる円滑化に継続的に取り組んでいきます。



- ※1 避難：500 μ Sv/h（OIL1）を超える地域は、数時間以内に地域を特定し、迅速に避難
- ※2 一時移転：20 μ Sv/h（OIL2）を超える地域は、1日以内に地域を特定し、1週間程度内に一時移転
- ※3 屋内退避：放射線による確率的影響を最小限に抑えるために行う住民防護措置